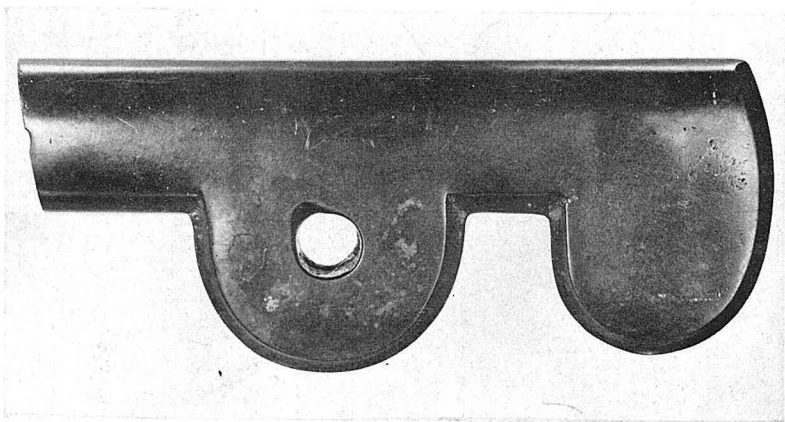


(上) 銅矛(鏃) 銅戈

(下) 拳銃樣銅器



# 梧野里出土と推定せられる一群の遺物

梅原末治

を紹介し、然る後に其の點に説き及ぶことにする。

## 二

去る二月のはじめ、私は川合定治郎氏の好意で樂浪出土と傳へる一群の遺物を観ることが出来た。それは銅戈・銅矛(鉞)・鏃銃様銅器・笠形柄頭様銅器・金銅獸面座金具・張是作獸帶鏡から成るもので、其の最後の二つは普通の樂浪出土品に見る類に屬するが、他の遺品は孰れも古調を存して、一部學者の所謂漢武帝以前の遺物とせられる特色を具へ、特に中に銅戈のあることが珍らしい。而して是等は古色の上から所傳の半島での出土が肯定せられるのみならず、其の或者を他の類品と比較することから、出土の地點をも推定し得る點で學術上の興味を高めるのである。依つて以下新資料として遺品の實際

を説明し、さて初に擧げたこの一群の遺物六種のうち、先づ注意を惹くのは銅戈である。でこの戈から一々の解説を試るであらう。

一 銅 戈 一個 (挿繪上の左及第一圖)

其の「内」の端で折れてゐるが、接合すると完形が見られる。「援」から「内」端に至る長さ六寸五分、格に接する部分で三寸八分を測る大さで、「内」端にも刃を附してゐるところ、戈として最も進んだ形を示し、一部支那學者の戟と呼ぶ類に屬し、また長く延びた「胡」の下端に突起をも作つた複雑な形である。現在「援」や「内」等の刃部には可

なりの刃こぼれがあり、また出土後面を磨きなどした爲

に鋭さを缺

くが、本來

實用に供し

得る作りで

あつたこと

云ふまでも

ない。器は

通じて鉛黒

の佳良な銅

質を示し、

その上に鮮

かな緑斑銹

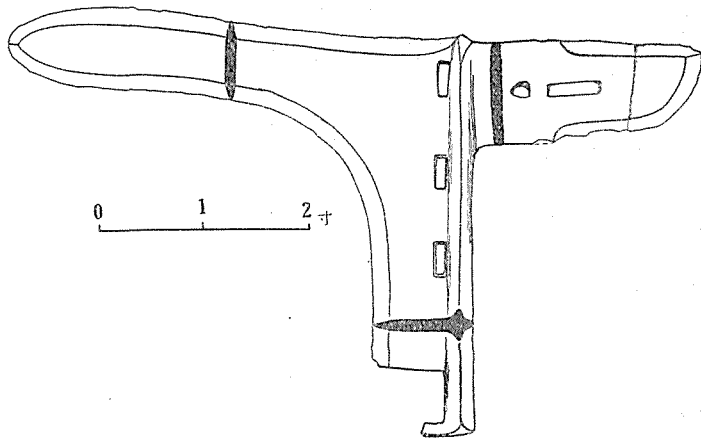
を點じて居

る。出土後

の磨研の爲

に面が平滑

となつてはあがるが、その色澤なり地肌の上に、平壤高等



第一圖 銅 戈 實 測 圖

普通學校(舊稱)所藏の秦戈と同じ趣を具へ、北部朝鮮の出土品たるを思はしめるものがある。

二 銅 矛 (鋒) 一口 (挿繪上) (の右)

前者と全然銅色を一にし、また緑斑銹を點じて、その上に自ら同時の出土品たることを示してゐる。形式は狭鋒で、いま袋穂の一部を缺くが、固より形を見るに差支はない。現長六寸六分あつて、關に近い部分の身の幅はやゝ大きい、鋒先に至る程細くなつて、通じて兩刃がつけられて居り、扁平ながら鋒先は可なり尖つてある。

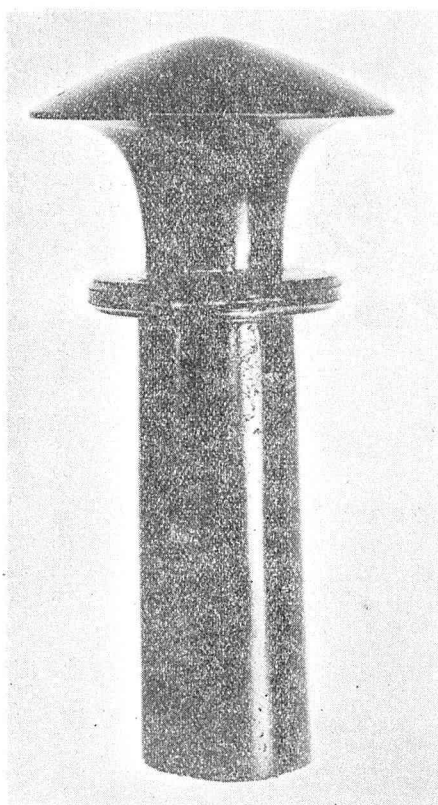
尤も出土後の磨研で各部が丸味を帯びて鋭い利器と云ふ感じに乏しい。この矛で注意を惹くのは、其の破損した袋穂の一部に刻銘の存することである。銘は小突起を作つた部分の側に一行に刻されて、いま「五年季氏」の四字がほゞ明に、なほその下に一字あつて、以下缺けてゐる。

この銘は其の書體や刻法から、本來のものと思へられるので、器の時代を見る上に重要な意味を持つ。但し記するところの年記は單に五年とあるのみなので、書體が當ての秦戈のそれ等に似てゐるとは云ひながら、それが漢

の紀年が行はれるに至つた以前であるとする外に、適確な絶對年代を定めることの出来ないのを遺憾とする。

三 笠形柄頭様銅器 一個(圖第二)

高さ五寸二分の完好な銅製品で、圓笠狀に近い頭部の下



第二圖 笠形柄頭様銅器

る。而して此の器の表面は上記の戈や矛などよりも更に黒味が勝つてゐて、それが高い光澤を示し、一點の斑鏽をも認めないと云ふ極めて美麗な外觀をしたことを記すべきであらう。

四 拳銃様銅器 一個

(挿繪の下及第五圖)

この器また前者と全く同じ色澤をした美しい銅製品で、それから共存の事實が想定せられる。長さ六寸三分あつて、楕圓狀斷面の穂袋狀の筒の一方に二つの扁平な半圓形を作り出し、その下の中央に圓孔を開いた處、一見拳銃とも見るべき異様な形の器である。用途を明にしないが、

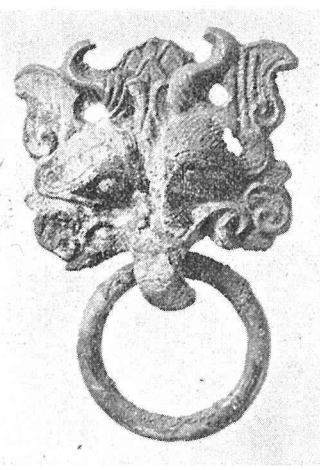
に、側面に繰り方を加へた突起帶を繞らし、以下稍々胴張りを示す長い圓筒(徑一寸三分)となつてある處、從來北部朝鮮から往々見出されてゐる器と同巧であり、特に黃海道黑橋面・平安南道東大院里出土品と軌を一にす<sup>④</sup>

作りの上から前者と同じく、その袋穂に依つて他の物體に挿し込み、その端飾りをしたものに相違はない。但し一見その場合離脱を防ぐ爲の結縛用としてふさはしい下方造出し中央の圓孔に於ける磨滅が、それとは似つかは

しくない方向についてゐる。これは本器の性質を考へる上に示唆を與へるもので、將來これ等の點からこの珍しい器の用途が開明されることになるかも知れない。なほ此の銅器には突起した部分の縁にだけ極めて鮮銳な線り方が施されて居り、それが前記笠形柄頭様品の突起帶のそれと手法の一致してゐることも、二者の不離の關係を示すものとせられよう。

五 金銅獸面座金具 一對(第三圖)

正向した有角の獸面を力勁く肉刻にし、その鼻梁が延び



具金座面獸銅金 圖三第

て、それに圓環を垂下した座金具である。銅質は可なり錆化してゐるが、その間に金色を存し、鮮かな土中古色

を存する。形式の示すところ支那漢前後の遺品たるに疑がなく、當代の漆品等に附飾したものと同巧であるが、獸形はやゝ古調を帯びた方である。

六 張是作獸帶鏡 一面(第四圖)

面徑七寸五分、縁厚三分を測る大きな鏡で、戈・矛等に近い銅色を示し乍ら、より黒味が勝つて艶が多く、その



鏡帶獸作是張 圖四第

一部に點じた蝦蟇斑錆も多少違つた感じを與へる。背文

は帶圈の多い式に屬するが、其の一段高い外區と内區の  
主文とは共に獸帶を以て飾られ、前者の平面的な表出に  
對し、後者は浮彫となつてゐてそれ／＼特色がある。前  
者は四神を中核としたものであるが、内區に於ける七個  
の四葉座乳間の圖形には玄武・朱雀など見當らず、別に  
玉兔の物を搗く圖や、兩側に禽形を添へた神仙等が表は  
されて、主圖文の上に獸帶鏡から畫象鏡への中間的な趣  
のあることが興味を惹く。

この鏡にはまた其の内區に接して蒲鋒形の銘帶があつ  
て、その上に次の銘を印してゐる。

張是作竟大無傷。白虎青龍辟不詳。

朱烏玄武順陰圖。八子九孫富貴昌。

長保二親樂未英。宜侯王。

文中祥を詳に作り、また央を英になす等所謂あて字はあ  
るが、文は整つた七字句から成つてゐる。その最初の張  
是とあるのは、我が古墳出土の三角縁神獸鏡に往々見る  
ところの陳是と同じ表はし方で、これは張氏と同じ意味  
である。本鏡は右の背文の示す處からして、後漢代の遺

品たるに殆んど疑がなく、而もそのうちにあつて佳作と  
稱すべきものであらう。

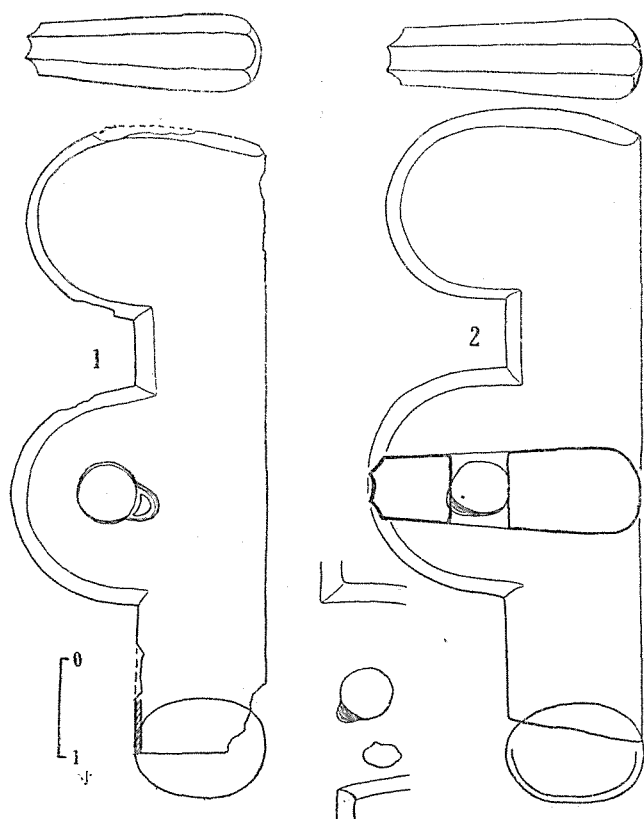
### 三

以上列記した遺物の中で、獸面座金具と張是作獸帶鏡  
とは樂浪出土品に普通見る類であるが、他の四者、特に  
三・四の異形の銅製品に至つては北部朝鮮からは出土し  
乍ら、所謂樂浪物とは稍々趣を殊にしたものとせられて  
ゐるので、右の所傳を俄かに其のまゝ受容れ難い感じが  
する。またこれをその銹色よりするも、獸面座金具を除  
いた他は相似て、その上に北部朝鮮出土品に通じて見る  
趣を有し乍らも、戈と矛とが全然同一なのに對し、二個  
の異形銅器がそれと若干違ひ、鏡また稍々別個な所があ  
る。勿論これ等は器の銅質とも相關聯するので單に外觀  
のみで判じ得ないが、同じく一群の遺物とする所傳を弱  
めるものとしよう。然らば是等の遺物は三・四の銅器が  
未だ支那に出土例を聞かず、從來北部朝鮮から發見され  
る點をば右の銹色と考へて、單に同地方から出たと云ふ

推測、乃至その類の寄せ集め品とする外ないことになつて、資料としての價値を著しく減ずる様に見える。處がこゝに筆者が嘗て調査して置いた別個の一遺品からし

て、右の出土地に對して新しい據所を提供し、所傳の必ずしもよいかけんものでないことを推し得るのは、右の遺品の特色あるにつけ、興趣を覺ゆるのである。

第五圖 拳銃様銅器（二種）實測圖



この想定に役立つ遺品と云ふのは、

もとの平壤高等普通學校に所藏してゐる一個の拳銃様銅器である（第五圖I）。筆者は昭和六年の十月に同地に出掛けた

際、それを實見、器形の珍らしいのに注意して略圖を描いて置いた。同校の

所傳では該銅器はその前年行はれた梧野里のコーン・プロダクション會社々

宅建設工事の際出土した遺品のひと云ひ、それに信ず可きふしがあると稱せ

られてゐた。處が右の銅器を以て上に記した本群中の拳銃形銅器と較べると、破損があり、またその圖は忽々の間

に描いたものである爲に多少の出入を見るが、而も兩者は大きさはじめ、その

各部とも符節を併せた様に一致することを容易に認め得るので、引いて兩者がもと一對の器をなしてゐたものであらうとの推測を加へしめる。而して二者に於いて下邊造出し中央の圓孔一部の磨滅が相向つた側に於いて、同一方向をとつてゐることは、解説の條に觸れた本器の用途を考へる上に示唆を與へるものとする。こゝで昭和七年十二月平安南道大同郡龍岳面上里から出た同じ器が一對あつて、また同じ状況にあることが顧みられ、

兩者を以てもと一對をなしたとする考を強める。尤も他方に於いて、此の種の銅器が鑄物である以上、同じ大きさの器が一對だけであつたとはなし難い。北部朝鮮で往々見出される當代の鎔范が、例へば筆者の管て紹介した鐸⑦のその様に滑石であつて見れば、同形品が少なからず存して然る可きであり、單に形の一致のみで上記の如く斷するには危険が伴ふ。併し筆者の記憶にして誤りがないとすれば、兩器はその銹色に於いても相似て居るし、なほこの類の遺品が從來出土例の稀な點からして、全く同じ二つの器——而も同じ樂浪出土と傳へるものを結びつ

けてかく一對とする推測は、私に於いては可なり實らしいものと思へるのである。そしてこの事は更に一方の出土地點を梧野里の舍宅とする傳へと關聯して蓋然性を増す様に解せられる。

一體平壤高等普通學校所藏の異形銅器の出たと云ふ梧野里は、樂浪古墳分布地帶の一部であるので、そこから此の様な所謂樂浪物と稍々趣の違つた器の發見は一見異様に感ぜられるであらう。併し同地で昭和五年に施行せられた舍宅建設の際、偶然地表下から見出された遺跡中に、かゝる副葬品を藏したものの、あつたことは、總督府博物館から調査に出掛けた神田惣藏氏が、既に全く破壊盜掘された其の一——調査者の云ふ第二三號墳——の遺趾に於いて、一個の管狀乙字形銅器片を拾得した事實や、其の後右の盜掘品の一部として平壤警察署に押收せられた遺物中に、通常の漢代遺品の外に、前者と連關した小銅鐸・笠形柄頭様銅器の類乃至時代の遡る蟠螭鏡の斷片などの存した點で充分肯定せられるのである。處が從來の發見例に徴するに、黃海道黑橋面、平安南道東大院里



許山、同龍岳面上里に於ける相似た一括遺物の品目は大要次の如くで、自らその間に共通點を示し、そこに是等にいま問題となつてゐる遺物、そのうちに矛を含む利器をも加へて、すべてが並存したとしても差支のないことが考へられて来る。

(一) 黒橋面遺跡 細形銅劍・狹鋒銅銚各一口、笠形柄頭様銅器二種三個、結び紐狀銅器一個、管狀乙字形銅器二個、穿上横文五銖二枚、(土器片)

(二) 東大院里許山遺跡 細形銅劍一口、片耳附銅壺一個 筒形銅器二個、銅製車軸頭(殘缺)二個、管狀乙字形銅器二個、鋤様小銅器(殘缺)一個、(土器片)

(三) 龍岳面上里遺跡 細形銅劍一口、鐵劍一口、鐵戟二口、鐵矛一口、環頭刀子二口、鐵斧二口、銅製劍柄、同上柄頭各一個、圓錐形銅製品一個、鐵製轡殘缺、銅製帶鉤殘缺、小銅鐸三個、笠形柄頭様銅器一對、拳銃様銅器一對、笠狀乙字形銅器二個、壺形土器一個等  
 か様に推測を重ねた結果として、筆者は本一群中にあ  
 る一以下四までの遺物が四の銅器を中にして、樂浪本來

の遺物としては、稍、異色を帯び乍ら、其の一部たる梧野里の出土と見る可く、所傳がほゞ誤つてゐないとの想定に到達するのである。こう見て来ると、その中に右の類と違つた鏡・座金具と云ふ純然たる樂浪遺品の混在することも、同時に盜掘された他の古墳の遺物と見得ること、例へば上記の平壤警察署に押收された遺品中に別に通有な樂浪遺物の並び存した點から首肯せられるのである。然らば是等をすべて一括樂浪出土とする所傳また必ずしも附會とのみ云ひ難いことになる。

讀者或は右の出土地の想定に對して、此の一群遺物の出現のあまりに年時を經てゐることに疑を懷かれるかも知れぬ。併し右の昭和五年の同所の盜掘に對しては當時警察權が發動して、一部遺物を押收した事實があり、近年に至つて別に同じ地域の古墳に副葬されてゐたと思はれる完好な漆器類が同じく世に出て來た點を顧みると、この七八年の年月を經たことこそ、かへつてそれ等を一時祕藏し問題の解消を待つたと見得るのではなからうか。是等の漆器類に就いては近き將來に改めて紹介する

豫定であるが響に其の銘文を報告した王莽代の遺品の如き右の一部と認められることを附記して置く。<sup>⑩</sup>

#### 四

前項述べた所が誤つてゐないとすれば、新たに知り得た遺物は單に出土地が知られると云ふばかりでなく、既知の遺品と結びついて、彼の昭和五年に於ける梧野里發見遺跡の調査を録した『平安南道大同郡大同江面梧野里古墳調査報告』（朝鮮總督府昭和五年度古蹟調査報告第一冊）中に於ける極めて不十分な第二十三號墳の内容物に對して重要な資料を加へることになり、その性質が學術上新しい意味を持つに至るであらう。右の點で先づ舉げられるのは、本一括遺物は刻銘ある銅銼や銅戈の存在に依つて、既に知られた蟠螭鏡片の示した樂浪以前の支那製作品の數と質とを増すわけであり、この類と自餘の未だ支那から出土例を聞かぬ異様な銅製品との共存が、其の時代と連關して、遺跡の性質、引いては樂浪郡以前の北部朝鮮の黎明期を考へる上に輕からざる意味を示す

梧野里出土と推定せられる一群の遺物（梅原）

ことになる。またその出土地が梧野里であると云ふ點も考察の上を示唆する所があると思ふ。即ち彼の史に傳へる衛氏の朝鮮などと併せ考ふべき此の重要な考古學上の事實に對して、筆者に若干の私見がないではない。併し翻つて考へると、右の出土地は自己の導いたものであるに不拘、なほ嚴密に云ふと想定範圍を全く脱し切つてゐない點がないではない。でそれに基くかゝる所論は今の場合寧ろ差控へて、他日同種遺物の綜括的な觀察を試みる機會に譲つた方が穩當であらう。書いてこゝに至り、一度遊離し去つた遺物は、か様に考證を重ねて見ても、その復原は極めて困難であり、最後の一點になると確かさに於いて、具存した一括遺物に及ばないことがしむじみと感ぜられるのである。

註① 原田淑人・駒井和愛兩氏『牧羊城』（東方考古學叢刊第二冊）參照。

② 北部朝鮮出土のほゞ確かな銅戈は本例を加へてなほ三個に過ぎない。其の一は秦始皇廿六年の銘ある平壤高等普通學校の藏品（朝鮮寶物）で、其の二は昭和十一年に中尾實氏の入手したものである（雜誌『考古學』第八卷第五號

所載拙稿「近時所見の一二の樂浪遺物」參照。共に樂浪遺跡出土と云ふのみで、その出土の局部を明にしない。

- ③ 藤田・梅原・小泉『南朝鮮に於ける漢代の遺跡』朝鮮總督府大正十一年度古蹟調査報告第二册）參照。

- ④ これと略ぼ同一の獸面座金具を着裝した漆器が樂浪王光墓から出てゐる（小場恒吉氏『樂浪王光墓』圖版第六一の圓形窟參照）

- ⑤ 播磨印南郡北濱村大字牛谷出土の四神四獸鏡の如きは其の一例である（『兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告』第二册參照）

- ⑥ 樞本龜次郎氏「平安南道大同郡龍岳面上里遺跡調査報告」『博物館報』第六號所載）參照。

- ⑦ 梅原「朝鮮平壤附近發見の小銅鐸と其の鑄范」『歴史と地理』第三一卷第二號）參照。

- ⑧ 野守・樞本・神田三氏の『平安南道大同郡大田江面梧野里古墳調査報告』（昭和五年度朝鮮總督府古蹟調査報告第一册）はそれ等の遺跡に關する詳しい記述であつて、その附録の第二にこゝに述べたことが既に指摘されてある。なほ此の際饗祭に押收された遺物の或者に就いては筆者も雜誌『歴史と地理』三一ノ二誌上に記述したことがある。

- ⑨ 此の表は註③と⑥とに據つて作製した。

- ⑩ 梅原「王莽時代の漆器銘文」『東洋史研究』第三卷第三號）參照。